

## 性格別研究費の把握方法について

総務省統計局経済統計課

## 1 課題内容

第 63 回サービス統計・企業統計部会審議における指摘及び科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）の改正の動きなどを踏まえ、人文・社会科学分野に関する性格別研究費の把握方法について検討するもの。

## 2 前回の議論

人文・社会科学分野における性格別研究費の把握について、客体ヒアリングでは、「回答は困難」とする意見が半数以上を占めていたことから、“令和 4 年調査での採用を見送り、継続検討”とした事務局案を提示した。これに対し、「やむを得ない」とする意見と「見送ることなく、令和 4 年調査から採用すべき」とする意見が示された。

「採用すべき」とする主な理由は次のとおり。

- ・性格別研究費の把握が困難というのは、人文・社会科学に限ったことではなく、そもそも、基礎・応用・開発の区分が難しいということ。加えて、何を持って自然科学、人文・社会科学として判断するかという点も回答のしにくさを表している。
- ・科学技術基本法が改正されたにもかかわらず、自然科学分野だけを切り出した数値に需要があるのか。ユーザー側も使い勝手が良くない上に、回答者側を混乱させるのではないか。

## 3 関係府省照会

「令和 4 年調査からの対応は困難であり、当面の間は、従来どおり自然科学分野に限定した性格別研究費の把握を続ける」とする取扱いについて、関係府省に照会したところ、内閣府から次のとおり意見が提出された。

## 内閣府提出意見

科学技術基本法が改正されたことを契機に、令和 4 年調査より、人文・社会科学分野も含めた研究費について、自然科学／人文・社会科学分野を区分することなく調査すべきと考える。研究開発において、文理の壁がなくなる傾向にあることから、自然科学と人文・社会科学を区分しない方が、回答が容易になることもあり得るのではないか。

#### 4 事務局案(修正案)

先のヒアリング結果に鑑みると、令和4年調査からの対応は困難である一方、人文・社会科学分野を含めた扱いとすることへの必要性が改めて認識された。

したがって、人文・社会科学分野を含めて性格別研究費を把握する方向で、更なるヒアリングや区分に関する説明の見直しなど、結果精度の確保に向けた検討を続け、次回の定期的な見直し(令和9年調査)を待たず、その見通しがついた時点で調査に反映させることとしたい。

なお、データの時系列の観点から、自然科学分野の性格別研究費については、一定の期間は継続して把握する必要があると考えていたが、特段のニーズは確認されなかったことから、上記扱いへの変更併せて、自然科学分野に関する性格別研究費の把握は継続しないこととする。

### 把握イメージ

#### (現行調査)

【●】理学、工学、農学、保健の性格別研究費

○「【●】内部で使用した研究費」の「総額」のうち理学、工学、農学、保健の自然科学に関する研究費を性格によって分類して記入し記入してください。分類単位は原則として研究テーマごとに行いますが、それが困難な場合には、研究者又は研究室ごとに分類しても差し支えありません。

総額	万円
基礎研究費	万円
応用研究費	万円
開発研究費	万円

#### (令和X年調査以降)

【●】性格別研究費

○「【●】内部で使用した研究費」の「総額」を性格によって分類して記入し記入してください。分類単位は原則として研究テーマごとに行いますが、それが困難な場合には、研究者又は研究室ごとに分類しても差し支えありません。

総額	万円
基礎研究費	万円
応用研究費	万円
開発研究費	万円